

11月は児童虐待防止推進月間です

全てのこどもたちは家庭から愛され、すこやかに暮らす権利をもっています。しかし、全国的に児童虐待による事件があとを絶ちません。**児童虐待は予防から、早期発見・早期対応**が大切です。

長井市にお住まいの皆さんの「あれ？」の気づきがこどもの命を守ります！！

長井市子育て推進課



189 小さな命に 待ったなし

児童虐待とは



身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く
- ・投げ落とす
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・溺れさせる など



ネグレクト

- ・家に閉じ込める
- ・食事を与えない
- ・重い病気になっても病院に連れていかない
- ・自動車に放置する など



心理的虐待

- ・言葉で脅す
- ・こどもを無視する
- ・きょうだい間で差別する
- ・子どもの前で家族のDVを見せる
- ・ひどい夫婦喧嘩を見せる など



性的虐待

- ・こどもへの性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体にする など



児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



～長井市の家庭児童相談室について～

子どものことで、悩みをお持ちの方はたくさんいらっしゃると思います。家族や友達、保育園の先生などに話を聞いてもらえると楽になるし、とても心強いと思います。**子育て推進課には、家庭児童相談室がありますので、子育ての悩みや心配なことがある場合は、お気軽にご相談ください。**

時間 午前8:30～午後4:00
電話 82-8014
(長井市役所 子育て推進課につながります)
FAX 87-3310